

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第29号

令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年7月28日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和5年8月4日（金）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和5年8月4日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	平 瀬 敬 久	議 員	2 番	猪 俣 直 行	議 員
3 番	藤 野 登	議 員	4 番	山 中 基 充	議 員
5 番	武 井 誠	議 員	6 番	小 川 尋 海	議 員
7 番	石 井 寛	議 員	8 番	長 谷 川 清	議 員

不応招議員（なし）

令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和5年8月4日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 7号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分
及び決算の認定について

日程第 5 一般質問

午前10時05分開会

出席議員（8名）

1番	平瀬敬久	議員	2番	猪俣直行	議員
3番	藤野登	議員	4番	山中基充	議員
5番	武井誠	議員	6番	小川尋海	議員
7番	石井寛	議員	8番	長谷川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	前原民子
事務局長 事務次長	薄井貴行	事務局長 事務次長	高篠保
総務課長	小林栄	財務課長	笠木知之
給水課長	山崎利隆	施設課長	高橋俊行
施設課 主席主幹	毛須章久	浄水課長	千葉晋彦

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	渡邊大輔
書記	吉田真由美		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時05分)

- 山中基充議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 山中基充議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼を申し上げます。

また、去る6月29日、30日の2日間にわたりまして議員視察研修につきましては、群馬県にごさいます群馬東部水道企業団におきまして官民連携事業や広域化について学ばれ、また令和2年度に運用が開始された八ッ場ダムの視察等、水道事業の見識を深めることのできる実りある研修であったものと思います。皆様、大変にお疲れさまでした。

さて、この夏も厳しい暑さが続いております。水源となっておりますダムの貯水量は、平年より少ない状況となっておりますので、引き続き水源の状況を注視してまいりたいと思います。今後とも坂戸、鶴ヶ島両市民のために、安全で安定した水を供給することができるよう、皆様の一層のご尽力を賜りますことをお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は1件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程を全て終了できますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきまして審議いただきますことは、当企業団の発展のため誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

また、常日頃水道事業のためにご尽力いただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

先般実施されました議員視察研修におかれましても、群馬県にございます群馬東部水道企業団のご視察、研修され、大変お疲れさまでした。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての1議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◇

◎諸報告

○山中基充議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○山中基充議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

2 番 猪 俣 直 行 議員

3 番 藤 野 登 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○山中基充議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



◎議案の朗読省略

○山中基充議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



◎諸般の報告

○山中基充議長 日程第3、諸般の報告を行います。

企業長から、令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について及び令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計資金不足比率についてを、監査委員から例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承承願いたします。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第4、議案第7号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰

余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第7号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和4年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億7,700万2,650円、水道事業費用につきましては31億4,038万3,558円となり、この結果、2億2,479万811円の純利益となりました。

これに資本的支出において使用された建設改良積立金2億5,799万7,203円を加えた4億8,278万8,014円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分するものであります。

次に、翌年度への繰越工事資金を除いた資本的収入につきましては1億9,084万7,709円、資本的支出につきましては14億9,450万3,737円となり、この不足する額13億365万6,028円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しております。一方で、令和4年度はコロナ禍の状況が少しずつ収まりを見せたことにより、1人1日平均有収水量はコロナ禍前の令和元年度と同じ289リットルで、3年ぶりに290リットルを下回りました。今後の人口の減少の進行、節水機器の普及など、水需要の変化に伴い、水道料金等の収入減少が懸念される状況にあります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月23日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いします。

長谷部監査委員。

○長谷部博之監査委員 決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計決算につきましては、令和5年6月23日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしましたところ、決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も地方公営企業法会計規程及び諸規程に従って処理されており、いずれも適正と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 1番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております議案第7号令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてに関し、10点質疑いたします。

まず、1点目から9点目は、決算概要の内容から伺いますので、ページ数と概要を申し上げます。1点目は、1、2ページの収益的収入及び支出の収入における水道利用加入金について。

2点目は、5、6ページの資本的収入及び支出の収入における土地売却収入について。

3点目は、13ページの啓発事業（さかつる水道フェア）について。

4点目は、15ページの坂戸系12号井取水ポンプ交換工事について。

5点目は、25ページの積算システム導入について。

6点目は、26ページの収益的収支における純利益について。

7点目は、28ページの販売単価と給水原価について。

8点目は、29ページの現金預金と有価証券について。

9点目は、30ページの給水人口・戸数、普及率・1人1日平均有収水量における給水人口について。

最後の10点目は、決算書から伺います。決算書37ページのキャッシュ・フロー計算書の内容についてです。

初めに、1点目ですが、決算概要1、2ページの収益的収入及び支出の収入における水道利用加入金に関して伺います。下段の表、右端の説明欄上から6行目、その他営業収益の説明欄、水道利用加入金794件の部分です。この水道利用加入金は、令和3年度対比で102件の増です。概要書の33ページの表にそのように記載されています。坂戸、鶴ヶ島地域の人口も給水人口も減少傾向にあると思いますが、なぜ増となっているのか、その要因を伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

水道利用加入金の増加につきましては、令和4年度に小規模な宅地造成が複数あり、また共同住宅の建築が増加したことにより、口径20ミリメートルの量水器の設置が前年度と比較して117件増加したことが主な要因でございます。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

ただいま小規模な宅地造成が複数と、共同住宅の建築が増加したことが、その増加の要因ということでしたけれども、具体的にはどこがそのような増加があったのか、伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

小規模な宅地造成が、坂戸市では片柳、上吉田、鶴ヶ島市では下新田、共同住宅の建築が坂戸市では中富町、鶴ヶ島市では上広谷などがございます。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 分かりました。

続いて、質疑2点目です。決算概要の5、6ページの資本的収入及び支出の収入における土地売却収入についてです。上段の表の右端の説明欄の一番下の行です。坂戸市大字萱方の土地売却収入が4万8,750円となっています。この売却収入4万8,750円は、売却予定額に対して高かったのか、安かったのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

土地の売却予定額については、令和3年度に実施した不動産鑑定評価業務における鑑定評価額を基に設定いたしました。坂戸市大字萱方地内の土地は、鑑定評価額と同額で売却したものでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

鑑定評価額と同額ということですが、再質疑いたします。決算概要書の14ページ最下段、7遊休地の売却を見ますと、遊休地5か所のうち売却できたのはこの大字萱方の1か所

のみで、他の4か所は売却に至っていません。もともとこの遊休地5か所は、遊休地の境界を確定させる必要が生じたことから、令和3年度に売却予定のものが売却できずに、改めて令和4年度に売却を見込んだものと理解しています。この5か所中4か所は売却ができなかった、つまり入札参加申込みがなかった、その理由について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

入札参加申込みがなかった理由につきましては、4か所の中には地下埋設物や構造物があり、購入後の解体撤去の条件を付した土地や、市街化調整区域の変形地など、購入後に利用しづらい土地があったことなどが一つの要因として推察されるものでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 続いて、3点目です。

決算概要13ページの啓発事業（さかつる水道フェア）についてです。このさかつる水道フェアは、以前開催していた水道施設バス見学会及び施設見学会に代わるもので、利用者に水道システムへの理解や本企業団への理解を深めていただく重要な事業だと理解しています。このフェアへの参加者数がどれだけだったのか、もしくは団体として参加があったのであれば、参加団体数も含めて伺います。

○山中基充議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 お答えいたします。

さかつる水道フェアの参加者は、大人11名、小学生14名で、合計25名となり、団体数といたしましては10家族でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

参加募集の周知はどのように行ったのか、伺います。

○山中基充議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 お答えします。

参加募集の周知につきましては、当企業団のホームページ、坂戸市及び鶴ヶ島市の広報紙掲載と、両市で利用しているSNSのフェイスブック、ツイッターにより周知を行いました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

では、参加された10家族25名は、何を基に応募してこられたのか、伺います。

○山中基充議長 小林総務課長。

○小林 栄総務課長 お答えいたします。

参加された11名の方にご協力いただきましたアンケート結果によりますと、皆様市の広報紙を御覧になられ、応募されたとの回答でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 質疑4点目です。

決算概要15ページの坂戸系12号井取水ポンプ交換工事についてです。故障のための取水ポンプ交換とのことですが、14年経過での故障というのは寿命的には妥当なのか、伺います。

○山中基充議長 千葉浄水課長。

○千葉晋彦浄水課長 お答えいたします。

ポンプ設備の法定耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則において15年とされており。一方、取水ポンプにつきましては、設置の場所の地質やポンプの使用頻度の影響により、使用できる期間に個体差が生じますが、当該取水ポンプにつきましては設置後14年での故障ということで、おおむね耐用年数を経過したものと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 質疑5点目です。

決算概要25ページの積算システム導入についてです。積算システム導入により、正確性の確保と業務の効率化が図れるとのことですが、どれぐらいの効率化、つまり作業時間の短縮が図れるのか、伺います。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

積算システム導入後は、使用する歩掛かりについての確認や設計書の検算作業などの負担が軽減され、工事規模にもよりますが、1件の設計にかかる時間は最大で60時間ほど、材料、工事単価算出にかかる時間は年間で450時間ほど削減できる試算をしております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

概要書では、正確性の確保ということも書かれています。なぜこれまでより正確性が確保できるのか、伺います。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

システム導入以前では、表計算ソフトによる設計のため、書式の違いや数式の参照範囲の確認などに時間を要しておりましたが、システム導入後は書式が統一されたものが使用されるため、書式の違いはなく、また数量と単価の小計、合計、任意の参照値を用いる参照式もシステムの的に管理されます。また、材料単価が年に2度、労務単価は毎月更新できることとなり、より実勢価格に近い積算が可能となりました。このようなことから、以前より正確性の確保に期待ができるものとなっております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

積算システム導入に当たっては、その選定はどのような在り方で行われたのか、伺います。

なお、システム事業者選定に当たっては、その事業者の実績も関係してくると思えますし、入札する側への影響も考慮が必要と思えます。それらも含めて選定の在り方がどうであったか、答弁をお願いします。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

システムの導入に当たっては、当企業団の使用環境に合ったものを幅広く検討するため、ハードウェアの整備も考慮した予算措置を行った上で指名型プロポーザル方式を採用しました。

業者選定については、機能面のほか、利用ライセンス料や保守料、近隣事業体などの導入実績も考慮し、積算システム導入業者選定評価審査会において4者選定されました。そのうち1者が当企業団に対してデモンストレーションを含むプロポーザルを行い、本契約に至ったところでございます。

受注者の実績でございますが、近隣では鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、寄居町がございいます。導入後の積算システムを用いた設計書における入札の状況につきましては、当

該システムは比較的標準的な仕様のため、入札業者に与える影響は少ないと捉えております。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 分かりました。

質疑6点目です。決算概要26ページの収益的収支における純利益についてです。表を見ますと、令和4年度の純利益は令和3年の対比で3,300万円以上減少しています。その原因を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

減少の主な要因といたしましては、営業収益では給水収益が有収水量の減少により約2,700万円減少したことに加え、営業費用では天然ガスの需給逼迫に係る燃料価格の高騰や、ロシアのウクライナ侵攻に起因する電力の卸売価格の高騰により、新電力事業者との継続契約が困難となったため、最終保障供給に移行せざるを得なくなり、動力費が約3,300万円増加したことなどによるものでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

純利益は、平成30年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は平成30年度対比でほぼ半減しています。今後の純利益の見通しがどうなのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

今後の純利益の見通しにつきましては、令和4年度に策定した令和5年度から令和9年度の中期経営計画において、令和5年度は純利益として約3,600万円となる見込みですが、令和6年度から純損失に転じ約1億6,300万円、令和7年度約3億3,000万円、令和8年度約3億7,700万円、令和9年度約4億4,000万円の損失となる見込みでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

純利益が減少し、令和6年度以降、赤字に転じていくことに対し、今後どのように対応していくのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

中期経営計画では、純利益は見込めず、純損失となる試算となっておりますが、営業費用を抑え、適切な支出に努め、効率的な運営に取り組むとともに、今後の水需要や物価動向及び経常収支の状況を注視しながら、次期中期経営計画に向けて料金改定の検討に着手し、健全経営の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 質疑7点目です。

概要書28ページの販売単価と給水原価についてです。令和4年度は、給水原価が販売単価を上回っています。その理由を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

令和4年度は、販売単価と比べ給水原価が大きく上昇したことから、給水原価が販売単価を上回る結果となりました。内訳ですが、販売単価は前年度と比較し0.82円上昇しました。上昇の要因としては、給水収益が減少しましたが、それ以上に有収水量の減少率が高かったことによるものです。給水原価は、前年度と比較し4.67円上昇しました。上昇の要因としては、動力費約3,300万円、修繕費約2,800万円及び減価償却費約1,900万円等が前年度に比べ増加したことによるものです。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

給水原価が販売単価を上回っていることによる、その影響はどのようなことになるのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

給水原価が販売単価を上回ったことにより、経営指標の一つである料金回収率が100%を下回りました。これは、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味しております。この影響としては、実際に損益計算書において令和3年度も生じていた営業損失がさらに増加しております。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 質疑8点目です。

決算概要29ページの現金預金と有価証券についてです。現金預金が、令和4年度は令和3年度に対して3億円以上減っています。概要書を読むと、水道施設の整備等にかかる費用が増加したための現金預金減少と書かれています。水道施設の整備は、現金預金を取り崩して行うものなのかという点も含めて、この現金預金が3億円以上減少した要因を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

現金預金の流れにつきましては、決算書37ページの令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業キャッシュ・フロー計算書でご説明いたします。1、業務活動によるキャッシュ・フローでは、主に損益計算書における資金の動きを表しており、当年度純利益2億2,479万811円を出発点として、非資金損益項目、業務活動にかかる資産及び負債の増減等を加減算していきます。この結果、業務活動によるキャッシュ・フローでは7億9,532万7,608円の資金の増加となりました。

次に、2、投資活動によるキャッシュ・フローでは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表しており、地方公営企業の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却を加減算し、その結果、投資活動によるキャッシュ・フローでは10億9,972万5,365円の資金の減少となりました。

次の3、財務活動とは、資金調達に関わるキャッシュ・フローで、借入れ等をした収入、借入金等の償還をした場合の支出などを表しますが、この3、財務活動によるキャッシュ・フローについては収入支出の活動がございませんでした。この結果、現金預金の減少額として3億439万7,757円となったものでございます。前年度末からの動きといたしましては、現金預金の期首残高33億4,155万8,191円に対して、期中において3億439万7,757円減少し、現金預金の期末残高では30億3,716万434円となり、この金額が貸借対照表の現金預金の残高と一致するものでございます。

水道施設整備の支払いにつきましては、中期経営計画では事業を推進するための資金需要が増大していく中で、災害などの発生時においても水道事業を継続可能とするため、資金を維持する必要性から、企業債を発行することを見込んでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

では、今後の現金預金と有価証券の見通しがどうなっていくのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

当企業団では、平成30年度から令和4年度までの中期経営計画が期限を迎えたことから、令和5年度から令和9年度の計画期間による新たな中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、施設の老朽化の進行や耐震化への要請から、更新需要が増加する一方、給水収益は給水人口の減少や節水機器の普及等により減少するとなっており、計画した事業の財源確保が課題とされ、令和6年度には経常損失が発生する見込みとなっております。また、この中期経営計画の令和5年度から令和9年度の予定キャッシュ・フローでは、現行の料金体系を基に令和6年度に企業債の発行をしたものとして推計したところ、現金預金の期末残高は令和6年度以降、約10億円で推移する見込みとなっております。

有価証券についてですが、令和5年度における資金運用を検討する中で、債券等を長期保有するリスクに見合うほどの利回りが確保できないことから、前年度に引き続き自由金利型定期預金による資金運用を実施してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 質疑9点目です。

決算概要30ページの給水人口・戸数、普及率・1人1日平均有収水量における給水人口についてです。給水人口が前年度比で増となっております。この表では、給水人口は平成28年度末の17万120人から年々減少傾向にありました。今回、令和4年度は令和3年度対比で給水人口が微増ではありますが、増加に転じています。この増加となった要因について伺います。

○山中基充議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

こちらに記載の給水人口については、令和4年度末における給水人口でございます。坂戸、鶴ヶ島両市の人口の合計であります年度末の給水区域内人口は、令和3年度末に比べ31人増加となったことから、年度末給水人口についても増加したものと思われまます。以上でございます。

○山中基充議長 1番、平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 最後の質疑、10点目です。

概要書から決算書のほうに移りまして、決算書の37ページのキャッシュ・フロー計算

書についてです。これを見ますと、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローが約11億円減少しています。その要因について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

先ほどの現金預金が、令和4年度は前年度比で3億円以上減っている理由でお答えしたとおり、当企業団で推進している幹線管路更新事業、老朽管更新・耐震化事業、配水施設等の水道施設更新などの建設改良事業を実施したため、約11億円のキャッシュが減少したものでございます。当企業団においては、事業によって支払われた資金は水道管などの固定資産に振り替わり、将来的に収益である水道料金を回収するために水道施設として使用されます。現金預金という資産は減少いたしました。固定資産という資産は増加したことになります。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

今後もキャッシュ・フロー減少分を現金預金の取崩しで補填していくのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 キャッシュ・フロー計算書における現金預金の増減額については、一事業年度の資金の流れの結果でございます。先ほど答弁いたしましたとおり、水道施設整備の支払資金につきましては、中期経営計画では事業を推進するための資金需要が増大していく中で、災害などの発生時においても水道事業を継続可能とするための資金を維持する必要性から、企業債を発行することを見込んでございます。今後も安定した事業経営を続けていくため、業務の状況を見極めながら、適宜必要に応じて企業債の発行について検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第4、議案第7号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。



◎一般質問

○山中基充議長 日程第5、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許可します。

6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 6番、小川尋海です。ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

水質検査について質問いたします。坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、水質基準全項目で自己検査を行っており、同様の検査体制を維持しているのは埼玉県内でさいたま市と当企業団のみです。県内の他53団体は、この水質検査を外部委託しており、特に問題が生じていないと考えております。過去の2回の答弁では、水質検査を外部委託することで年間で約3,000万円から4,000万円の経費削減になると推定されています。長期的な経営視点から見ても、経費削減を目的に、水質検査を外部委託へ切り替えるべきと考えています。

また、企業長自ら水質検査体制の維持の目的について、市民の皆さんに安全で安心な水を届けていくというのは重要なことと考えていると発言されております。水道を利用する一利用者として思うのは、自己検査を維持しない方法で安心、安全な水を届けるのは不可能なのかということです。今回の質問では、自己検査を行うことでこれまでに得られた効果についてフォーカスしたいと思います。水質検査体制の費用対効果の観点から、6点質問いたします。

(1)、令和2年第2回定例会において、水質検査を外部委託した場合、年間3,000万円から4,000万円の経費削減になると回答がありましたが、現時点でこの推算に大きな

変動はありますか。

(2)、令和3年第1回定例会において、水質検査の目的の一つとして、職員の水質の知識及び検査結果を読み解く能力の維持と回答がありました。その能力を持つ職員は職員全体の何%ですか。

(3)、緊急性がある水質異常を感知した場合、どのような対応を想定していますか。

(4)、水質異常に伴う水質検査の実施件数のうち、緊急性があり、給水停止または摂取制限が検討された水質検査の件数は全体の何%ですか。過去1年間及び5年間の水質検査の活用実態をお示してください。

(5)、緊急性があったと判断された事例について、自己検査の場合と外部委託の場合を比較すると、利用者何人の何日分の被害を防ぐことができたと推定していますか。過去1年間及び5年間での実態をお示してください。

(6)、年間にかかる検査体制の維持に必要な経費から考えて、過去1年間での緊急性があった水質検査は1件当たり幾らの費用がかかっていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 質問事項、水質検査についての(1)から(6)につきまして、順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。前回の試算額につきましては、水質検査を外部委託している他事業体の委託費用の一部を企業団に当てはめ、削減効果を示したものでございます。今回改めて企業団の水質検査を外部委託にした場合の経費削減額について試算をいたしました。まず、当企業団における自己検査による水質検査にかかる経費につきましては、水質検査機器、薬品費及び人件費などで、令和2年度から令和4年度の過去3年間の平均で約8,000万円となっております。

なお、近隣市町の共同水質検査体制における日高市ほか3町からの水質検査手数料が毎年1,900万円の収入となっていることから、実質的な経費はおおむね6,100万円となっております。

一方、水質検査を外部委託した場合の経費は、配置職員数を2名と仮定し、人件費を令和2年度から令和4年度の過去3年間の実績から算出いたしますと、法定福利費を含め1人当たり860万円となります。2人で約1,720万円となります。これに企業団が実施している検査項目数に相当する検査委託費約2,200万円、それ以外の諸経費100万円を加えると約4,000万円となります。したがって、先ほど申し上げました水質検査にかかる実質的な経費約6,100万円から約4,000万円を差引き、約2,100万円の削減効果が見

込まれることとなります。

なお、当企業団の自己検査体制では、濁水や水質事故等、有事の際に素早く機動的に対応することが可能です。このサービスレベルと同等の条件で委託した場合、検査時間の短縮にかかる経費や夜間、休日の営業時間外における緊急体制などの経費が必要となります。それらの経費を見込んだ場合は、コストの面においても自己検査体制で水質検査を行ったほうが優位となります。

続きまして、(2)についてお答えいたします。現在水質の知識及び検査結果を読み解く能力を有している職員は、全企業団職員53名中、水質検査を経験した技術職員が9名となりますので、約17%となります。

続きまして、(3)についてお答えいたします。企業団では、より高い水準の水質管理体制を構築するため、WHOが提唱する水安全計画によるリスクマネジメントを導入したさかつる水安全計画を策定しております。また、災害時における迅速な対応を図るため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団災害対策マニュアルを策定しており、企業団ではこれらの計画やマニュアルに従って災害対策を行うこととなります。水質異常を感知した場合には、直ちに水質検査の担当職員が検査を行い、その結果、水質基準を超過した場合には、その影響等を想定した上で災害対策本部を設置し、給水の可否について判断を行います。状況によっては、広報や応急給水等の対応を行うこととなります。

続きまして、(4)についてお答えいたします。過去1年間の事例といたしまして、令和4年度において埼玉県企業局から年間267件に及ぶ水質異常や河川での水質事故等に関するメールまたはファクスがあり、特に企業団への影響が憂慮される案件は59件ございました。そのうち塩素酸及び全有機炭素濃度の上昇に関するものが8件であり、安全性を確認するため水質検査を15検体実施し、その都度摂取制限について検討を行っております。したがって、検査の実施回数に対する摂取制限等についての検討割合につきましては100%ということとなります。なお、本件につきましては、給水停止または摂取制限に至ることはございませんでした。

続きまして、過去5年間の事例といたしまして、令和3年度においては埼玉県企業局から年間290件に及ぶ水質異常や河川での水質事故等のメールまたはファクスがあり、特に企業団への影響が憂慮される案件が22件ございました。そのうちジクロロメタン濃度の上昇に関するものが15件あり、安全性を確認するために水質検査を8日間にわたり27検体実施いたしました。そのほか、埼玉県企業局からの案件以外に、坂戸浄水場ろ過池における白濁異常等の対応のため、水質基準全51項目を検査し、その都度摂取制限等について検討を行っております。したがって、こちらにおきましても検査の実施回

数に対する摂取制限等についての検討割合は100%ということになります。なお、これらにつきましても、給水停止または摂取制限に至ることはございませんでした。

続きまして、(5)についてお答えいたします。先ほど申し上げました令和3年度に発生しましたジクロロメタン濃度の上昇を例に申し上げますと、当該項目のみについて検査を外部委託した場合は、営業時間内での依頼が条件となりますが、結果が出るまでに通常5日程度、最短でも1日程度を要するのに対し、企業団が検査を行った場合、営業時間によらず、1時間程度で分析結果を出すことができます。これにより、外部委託により最小1日程度、最大で5日程度の時間的アドバンテージを確保することが可能となります。また、基準を超えた水を給水し続けた場合には、管内の水道利用者全員に影響が出る可能性がございます。したがって、企業団が検査を行うことで約17万人に対し、最小で約1日、最大で約5日分の被害を防ぐことができます。

同様に令和4年度に発生しました塩素酸、全有機炭素濃度の上昇を例として申し上げますと、当該項目のみについて検査を外部委託した場合は、こちらも営業時間内での依頼が条件となりますが、結果が出るまでに通常5日程度、最短でも1日程度を要するのに対し、企業団が検査を行った場合、営業時間によらず4時間程度で分析結果を出すことができます。これにより、外部委託よりも最小1日程度、最大で5日程度の時間的アドバンテージを確保することが可能となります。また、基準を超えた水を給水し続けた場合には、こちらも管内の水道利用者全員に影響が出る可能性がございます。したがって、企業団が検査を行うことで、約17万人に対し最小で約1日、最大で約5日分の被害を防ぐことができます。

続きまして、(6)についてお答えいたします。過去1年間の事例といたしまして、先ほど申し上げました令和4年度に発生した塩素酸及び全有機炭素濃度の上昇を例として申し上げますと、令和2年度から令和4年度までの3年間の実質的な平均経費が約6,100万円であるのに対しまして、約7万円の対応コストがかかっております。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。再質問させていただきます。

まずは、アイデアとして、自主検査体制を維持した状態でこれを利用してもっと利益を出せないのかというアイデアについて掘り下げさせていただきたいと思っております。

(1)番につきまして、水質検査の手数料で収入を得ているということでした。お伺いいたします。共同水質検査体制を構築している4事業者以外からも検査を受注することで、利益を上げることが可能なのでしょうか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

現在共同水質検査体制を構築している4事業体以外からの検査受注につきましては、検体数が企業団の現体制で可能な範囲であるなど条件を整えば、水質検査手数料の増収により収益を上げることは可能であると考えます。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 検査を受注することは可能ということです。

続いてお伺いいたします。近隣事業体は、共同水質検査体制により当企業団に水質検査を依頼する場合と、私たち以外外部機関に委託する場合とではどの程度費用に差があるのでしょうか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

共同水質検査体制を構築している事業体において、当企業団ではなく、外部機関に委託する場合の費用につきましては、検査結果の報告に要する時間の設定や緊急時対応の条件など、各事業体がどのような水準で発注するかにより金額が異なってくることから、当企業団では分かりかねます。

ご参考までに、令和2年度に県内の5事業体を訪問し、外部機関への委託費用を調査いたしましたところ、各事業体における検査費用は当企業団と比較して安価でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。

条件にもよるかと思いますが、当企業団に委託するよりも外部の機関に委託するほうが安価であるということでした。つまり当企業団に依頼した場合、検査費用が割高になってしまうということでした。

続いてお伺いいたします。一般行政機関とは異なり、利益を上げることも目標の一つである水道企業団として、水質検査の委託費用を安価にすることで、ほかの自治体からも検査を受注し、水質検査手数料の増収により利益を上げることをあえて行っていない理由は何かありますか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

地方公営企業法の適用を受ける当企業団におきましては、経営の基本原則といたしまして経済性と公共性の2つが求められております。経済性という面におきましては、共同水質検査体制により現行の体制で受託可能な水質検査を受け入れ、手数料による収益によりコストの一部を回収しております。また、公共性という面におきましては、水質事故等の緊急時における対応の迅速化のみでなく、平常時においても市民から寄せられる水道水の濁水や異物の混入、異臭などに関する問合せ、苦情等に対し専門知識のある職員が迅速、丁寧に対応し、必要に応じて検査を行い、安全、安心な水道水の供給を責務とする水道事業者として求められるサービス水準を確保しているものと考えております。

議員がおっしゃいますように、当企業団におきましては経済性を発揮する上で、利益を上げることも目標の一つでございますので、現体制で行うという条件を前提として、受入れ可能な範囲であれば受託団体を増やすことで増収を図ることができます。今後は、企業団において受入れが可能であると考えられる検体数と諸条件を整理した上で、各事業者が提示する条件と企業団の条件が合致する事業者がある場合には、その方向で進めてまいりたいと思います。

なお、現在物価が上昇している状況でございますので、手数料を安価にした上で増収を達成することは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。

利益は上げることはできるけれども、当企業団の検査費用自体がほかの検査会社よりも割高になってしまっていて、かなり手数料自体を安価にすることも難しいということでしたので、わざわざ手数料が高い事業体に検査を出すということはほかの自治体も考えられないわけですから、実質的に考えると自主検査体制を維持しながら外注検査を受注することで利益を上げるのは不可能ということです。ということで、利益を上げることで検査体制を維持するというアイデアは実現不可能だということが分かりました。

続きまして、そもそも自主検査によって数日、検査結果が早く出るということでしたが、これによって本当にメリットが生じているのかについて掘り下げたいと思います。

(5)の答弁で、外部委託よりも最小1日程度、最大5日程度、時間的アドバンテージを確保することが可能とありましたが、これがメリットとなるのは、水質異常によって摂取制限または給水停止になった場合に限られます。水質異常によって摂取制限または給水停止になった場合、市民生活に大きな打撃になります。これをほかの地域よりも

坂戸、鶴ヶ島で早期に解除することができれば、大きなアドバンテージになることは同意します。しかしながら、そうでない場合は、ただ検査結果が早く出るだけになってしまいます。

身近なものに例えてみます。冬物の冬に使うコートを今クリーニングに出すとします。もし翌日出来上がったけれども、割高な料金を請求された場合、皆さん、どうお感じになるでしょうか。私だったら、冬までにクリーニングが終わればいいので、普通の料金でやってくれませんかとお願ひすると思います。水質検査の場合もこれと同じです。全ての検査をどこよりも早く出す必要はありません。本当に緊急のときだけ急げばことが足ります。水質検査において、本当の緊急時は、摂取制限または給水停止に至った場合です。以上から、水質異常によって摂取制限または給水停止になることはどのくらいの頻度で起こり得るのか、そして自主検査体制の維持にかかる費用を天秤にかけて、どちらが合理的なのかを判断する必要があります。

ここから、摂取制限及び給水停止の判断について、幾つか再質問させていただきます。

(4)の答弁として、過去5年間で水質異常では摂取制限及び給水停止に至らなかったということをお伺いしました。

お伺いいたします。水質異常が感知されたときに、水質検査の結果を待たずに摂取制限等を行う判断が生じることはないのでしょうか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

水道水の給水停止や摂取制限については、各水道事業者において判断することとなっております。仮に埼玉県企業局から健康を害する可能性がある項目について異常値が検出されたとの連絡を受けた場合におきましても、給水を継続するのか、停止するのか、摂取制限を行うのかの最終判断は、各水道事業者に委ねられます。そのため、その水を使用すれば直ちに人の生命に危険を生じることが想定される場合などを除き、給水停止や摂取制限の実施、または解除における判断基準において、水質検査は必須であると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。摂取制限等の判断に関しては、各事業体で判断しているということでした。

続いてお伺いいたします。過去5年間のように、水質検査の結果を待たずに摂取制限をしないという判断は誰が行っているのでしょうか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道技術管理者の職務に関する規程により、水質汚染時における取水、配水の停止及び摂取制限に関することは、水道技術管理者の職務となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。(2)の答弁にもあった水質の知識がある職員が行っているのかなというふうに解釈しました。

続いてお伺いいたします。判断に専門的な知識が必要な場合は、自己検査体制がなく、専門知識がある職員もいないほかの事業体に関しては、どのように判断を行っておりますか。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

令和2年度に県内の事業体から聞き取りを行った際、大変苦慮されて、課題となっているとお聞きしたことはございますが、どのように判断されているか、詳細につきましては申し訳ございませんが、分かりかねます。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 技術として自己検査体制がなく、専門知識のある職員がいないほかの事業体でも独自に摂取制限だったり、給水停止の判断を行っているということが分かりました。ただ、課題にはなりつつも、現時点では世間で大きな問題になるようなことは生じていないというふうに解釈します。

続いて、お伺いいたします。これまで当企業団の55年の歴史上、水質検査の結果が出る前に給水停止、または摂取制限が実施された事例はありますか。後方視的に見て、給水停止または摂取制限を実施すべきであったが、しなかった事例も含めて構いません。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

記録に残っている限りでは、水質検査の結果が出る前に水質異常により給水停止または摂取制限を実施した事例はございません。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 ありがとうございます。事実として幸いなことに、これまで55年間の歴史上、自主検査における唯一かつ最大のメリットであるはずの摂取制限または給水停止は一度も生じていないということが分かりました。

こうなりますと、当企業団の自主検査は本当にただ早く結果が出るためだけに、年間約2,000万円以上の経費をほかの企業団よりも多く使ってきたこととなります。どうしてこのような事態が長く続くようになってしまったのでしょうか。

私議員になってから数か月なのですけれども、行政の横並びの意識の強さはもう辟易しております。どんなように提案しても、ほかではやっていないので、やりませんがあたかも正当な理由のように使用されてしまいます。ただ、この自主検査体制についてはその逆です。経費がかかって、ほとんどの他企業体でやっていないことを、ほかの企業団と同じようにやめたほうがよいのではないですかという提案です。横並び意識は、どうしてここで発揮してくださらないのでしょうか。

お伺いいたします。ただ早く検査結果が出ることを目的に、今後も自主検査体制を維持する予定はありますか。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

当企業団の共同水質検査体制は、令和2年3月に厚生労働省におきまして先進的な広域連携の取組の例として紹介されている事業であり、お客様に日々安全で安心なお水をご利用していただくことが大変重要であると考えております。今までの答弁にもございましたとおり、当企業団では濁りや異臭など水質に関する問合せや苦情など、また緊急時においても迅速に対処し、水道の利用にご不便をおかけする時間もできる限り短縮できるよう、日々対応しております。

企業団では、将来にわたって安全で安心な水を安定的に供給できる水道事業を維持する目的でさかつる水道事業ビジョンを策定しており、策定に当たりましては今後の事業運営にお客様の意見を反映し、より質の高い水道サービスの提供を検討する基礎資料とするため、水道に関するお客様の意識調査へのご協力をお願いといたしまして、平成28年6月にアンケート調査を実施しております。その中で、当企業団の水道事業運営について満足している点はどのようなことですかの質問事項では、蛇口の水の水質検査など水の安全供給が最も多く、全体の49.7%でございました。また、今後当企業団において特に力を入れるべきと思う事項はどれですかの質問事項では、水質検査体制の強化やおいしい水をつくるための技術の導入など、安全でおいしい水の供給が最も多く、全体の79.1%でございました。このアンケート結果から、水道水の安全性については非常に多

くの方々が関心を持たれておりますので、当企業団ではさかづる水道事業ビジョンにおいて、お客様が安心して水道水を飲み、快適に暮らしていただけるように、いつも安全で快適な暮らしを守る水道を理想像として、その実現に向けた取組を掲げてございます。

また、ご案内のとおり、給水収益が減少傾向にある厳しい事業環境の下、効率的かつ効果的な水質検査計画を立案いたしまして、水質機器におきましても交換部品の有無や修理の可否など、機器の状態を個別に判断し、また延命化につきましては更新を先送りにするなど、検査コストの削減に努めております。

今後もコスト削減を常に意識しながら、安全で安心な水道水の供給の施策実現に向けまして、水質検査に関しましては外部委託ではなく、水道事故等の有事の際に機動的な対応を取れるよう、お客様の安全を最優先にし、現在の水質検査体制を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 小川議員。

○6番 小川尋海議員 安心、安全な水を届けるために自主検査体制は維持する方向ということで伺いました。ありがとうございます。

最後の質問になります。自主検査体制の廃止を検討する委員会や検討会を実施する予定などはないでしょうか。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

ただいま答弁申し上げましたとおり、現時点におきましては現行の水質検査体制を続けてまいる予定でございますので、委員会等ということは現時点では考えてございません。

以上でございます。

○山中基充議長 次に、1番、平瀬敬久議員。

○1番 平瀬敬久議員 1番、平瀬敬久です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、水道事業の広域化、民営化の可能性についてです。現在全国的には、水道事業の広域化や民営化を行う事業者が増えてきました。なお、ここでいう民営化には、官民連携も含まれます。この広域化、民営化は、水道施設の老朽化に伴う更新、耐震化等による設備投資費用の大幅負担増や人口減少に起因する料金収入減少による経営状況の悪化が影響しています。これらは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団においても該当する問題です。

本企业団でも、水道施設の老朽化に伴う更新の問題や管の耐震化の問題、人口減少に

起因する料金収入減少の問題を抱えています。そういった中、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会では、この6月29日に広域化、官民連携の成功事例として群馬東部水道企業団への視察研修を行いました。そこで学んだ内容も踏まえ、以下2点、質問いたします。

1つ目、水道事業広域化の可能性について。

2つ目、水道事業民営化の可能性について。

以上、私の1回目の質問といたします。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 質問事項、水道事業の広域化、民営化の可能性についての（1）及び（2）につきまして、順次お答えいたします。

（1）についてお答えいたします。埼玉県では、平成23年3月に埼玉県水道整備基本構想を改定し、埼玉県水道ビジョンとして位置づけ、水道事業の基盤強化には広域化が有効であることから、将来の県内水道一本化を見据え、県域を12のブロックに分割し、ブロック単位での統合を目指してまいりました。当企業団が属しております第3ブロックは、川越市、毛呂山町、越生町、川島町及び当企業団の5事業体で構成され、これまで各事業体の水道施設や水道事業経営の比較等を行ってまいりました。しかしながら、埼玉県下では、事業体それぞれの施設水準や水道料金水準の格差などもあり、現時点において市町村合併に伴うもの以外で事業統合まで至ったのは、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町の1市4町による秩父地域のブロックのみにとどまっており、当企業団の属する第3ブロックでは進展していない状況となっております。

一方、厚生労働省と総務省から都道府県に対しまして、広域化の推進方針や具体的な取組等を示した水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請がありました。このことから、埼玉県では埼玉県水道ビジョンについて、広域化に係る内容を充実させ、水道広域化推進プランを兼ねるものとして令和5年3月に改定されました。

改定の要点としての基本理念は、将来の県内水道一本化も見据えつつ、各水道事業者の実情に応じた多様な広域化に取り組み、事業基盤を強化し、恒久的に安全な水を県民に供給できる体制を構築するとなっております。多様な広域化の推進とは、従来の水平、垂直の事業統合に加え、施設の共同化、資機材の共同化、システムの共同化、給水装置工事事業者指定事務の共同化、水道用水供給事業者等による技術連携、デジタル技術を活用した情報連携などとされ、今後の取組等について情報共有を図るため、令和5年5月25日に令和5年度第1回埼玉県水道広域化全体会議が開催されたところです。

続きまして、（2）についてお答えします。民営化におけるコンセッション方式については、令和元年10月施行の水道法改正により、水道事業等の確実かつ安定的な運営の

ため公の関与を強化し、厚生労働大臣の許可を受けて地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し、最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる新たなコンセッション方式の導入が可能となりました。

導入することによるメリットは、財政負担なく水道事業を運営することが可能となり、民間事業者のノウハウや先端技術が活用されることによる効果的、効率的な施設運営が行われることなどが考えられております。一方で、競争原理が働かず、公共サービスの質が低下する、自治体側のノウハウが喪失するなど、デメリットの面も懸念されており、現状では導入例も少ないことから、実際の効果の検証が困難な状況です。このことから、当企業団では現在のところ、水道事業民営化については考えておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 一通りご答弁いただきましたので、再質問してまいります。

県が第3ブロックを川越市、毛呂山町、越生町、川島町及び本企业団の5事業体に定めたとのことですが、その理由を伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

平成23年3月に改定されました埼玉県水道整備基本構想、埼玉県水道ビジョンにおける圏域の区分では、水道の広域的な整備を円滑に推進するため、地理的、社会的条件との一体性を考慮して、埼央広域水道圏と秩父広域水道圏の2つに区分するとされました。これは、県内の水供給システムの現況及び今後の水道整備の方向性から、この構想の圏域区分が適当であるためとされております。

埼央広域水道圏につきましては、埼玉県水道用水供給事業により供給している58市町と、その西側に隣接する東秩父村を加えた59市町村、令和5年3月改定版では、合併によりまして58市町村でございました。秩父広域水道圏につきましては、地形としての地理的条件、商業圏としての社会的条件から見て、一体性の強い秩父市をはじめとする秩父郡市の5市町とされ、こちらについては平成28年4月に事業統合を行い、秩父広域市町村圏組合となっております。

圏域については以上の2つですが、広域化が進展していないことから、段階的な推進を図るため、埼央広域水道圏を11ブロックに細分化し、各広域化方策に取り組んでいくこととされました。各ブロックの市町村の組合せは、地域特性や県計画、事業運営の規模、埼玉県水道用水供給事業の供給状況など、3つの観点を総合的に勘案されたものと

されております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 秩父とそれ以外の地域を分けた理由は分かりました。

川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、川島町を1つのグループとした理由をもう少し詳しく伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、3つの観点を総合的に勘案したものとされておりますが、その詳細は示されておりませんので、当企業団では分かりかねます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 なぜこの3市3町の組合せにしたのかを埼玉県に確認しないのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

3市3町の組合せにつきましては、埼玉県には確認しておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、次に垂直統合についてです。

視察した群馬東部水道企業団では、垂直統合の実施により、群馬県の用水供給事業から新田山田水道、東部地域水道の2つの用水供給事業と統合することで、取水から給水までの一元的な管理運営が可能となりました。本企业団の場合、垂直統合が実施された場合、埼玉県から譲り受けるのはどの部分になるのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

埼玉県用水供給事業は、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場の5つの浄水場から給水しております。本企业団が受水している吉見浄水場系の給水区域は、本企业団のほか東松山市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町となっております。ブロック単位で給水する形とはなってございません。このことから、本企业団が第3ブロックでの水平の事業統合及び埼玉県用水供給事業との垂直の事業統合を達成したと仮定いたしましても、ほかの水道事

業者へ用水供給は継続する必要がある、ある部門を譲り受けるということは難しいのではないかと考えます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、県の埼玉県水道ビジョンでの施設の共同化、資機材の共同化、システムの共同化、給水装置工事事業者指定事務の共同化、水道用水供給事業者等による技術連携、デジタル技術を活用した情報連携などとは、従来の水平、垂直統合による広域化とはどう違うのか。つまり広域化なしに共同化が可能なのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

埼玉県が令和2年度に水道事業の基盤強化に関する調査を行ったところ、事業統合が必要と考えている水道事業者と、現段階では事業統合を考えていない水道事業者との割合が半々という結果であり、県内の事業統合に対する認識は二極化しております。このような状況の中、ブロック単位による従来の水平や垂直の事業統合のみでは、事業統合は困難であると言えます。そのため埼玉県水道ビジョンの改定により、今後はブロックの枠組みによらない単位での事業統合を検討していくこととしました。また、それぞれの事業体の実情に応じた多様な広域化を柔軟に実施していくための取組例として、施設の共同化などが挙げられており、議論、検討を行っていくこととされております。

従来の水平、垂直統合によらない共同化の実例といたしまして、当企業団において近隣の日高市、毛呂山町、鳩山町、越生町の1市3町とともに水質管理の効率化を図るため、業務委託方式による共同水質検査体制を構築し、水質検査計画に基づく検査をはじめ、水質事故に伴う検査、配水施設以外の水道施設または配水池を新設、増設または改造した場合などの給水開始前の検査など、水質検査について広域的な運用をしているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ただいま名前が出てきました日高市、鳩山町は、本企業団が属する第3ブロックではありません。埼玉県は、ブロック分けに当たり、日高市や鳩山町が本企業団と共同水質管理を行っていることを考慮してくれてもいいように思いますが、果たして日高市、鳩山町は県が定めた12ブロックのうち第何ブロックに当たるのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

平成23年3月に改定された埼玉県水道整備基本構想、埼玉県水道ビジョンにおきまして、日高市については入間市、狭山市、所沢市、飯能市とともに第5ブロック、鳩山町については小川町、滑川町、東松山市、東秩父村、吉見町、嵐山町、ときがわ町とともに第6ブロックとされたものでございます。

一方、当企業団が構築している共同水質検査体制については、平成9年に越生町、平成10年に毛呂山町、平成11年に日高市、鳩山町から受託し、共同水質検査体制を実現したことから、ブロック化が後に行われたこととなります。先ほど答弁いたしましたとおり、各ブロックの市町村の組合せは、地域特性や県計画、事業運営の規模、埼玉県水道用水供給事業の供給状況など3つの観点とされておりまして、当企業団の共同水質検査体制を構築する1市3町を同じブロックにすることについて検討されたかは分かりかねます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 つまり県によるブロック分けよりも、本企业団が日高市や鳩山町と現在も一緒に行っている共同水質検査体制のほうが先にスタートしているわけですが、県はブロック分けに当たり、そのことを考慮してくれていないようですが、同じ第3ブロックである川越市、川島町が本企业団の共同水質検査体制に加わってくれないのはなぜか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えします。

越生町、毛呂山町、日高市が本企业団と共同水質検査体制となった背景には、当該4事業体で構成された、昭和49年度に発足した入間西部水道研究会に端を発します。同研究会は、技術研究、調査、講習、情報交換を目的としたものであり、共同水質検査体制について協議された結果、各市町でおのおの水質検査を行うには、施設、検査職員及び機器整備が必要となり、負担が大きいため、自己検査体制を整備し、さらに体制の見直しを図っておりました本企业団へ検査を依頼したいとの要望が高まったことから、業務委託方式による共同水質検査体制が発足しました。また、鳩山町につきましては、共同水質検査体制に加わりたいとの意向がございました。その後、他の市町を加えることにつきましては、特段要望はございませんでした。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、川越市、川島町は水質検査をどこに依頼しているのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えします。

埼玉県では、水道における水質管理体制の充実、水質検査施設の整備及び水道原水の水質監視体制を確立することにより、飲料水の安全確保を図ることを目的として、毎年水道水質管理計画を策定し、各事業体に通知しております。その計画の中に、水質検査体制の現状の項目がありまして、埼玉県内の各水道事業者の検査体制が記載されておりますが、川越市につきましては毎日検査項目を除く項目を検査委託、川島町につきましては全ての項目を委託となっております。なお、水質検査業務委託先につきましては、当企業団では把握はしておりません。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 川越市、川島町は、本企业団が自前で水質検査を行っており、日高市や毛呂山町、鳩山町、越生町が本企业団に水質検査を依頼しているのを知っているのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました水道水質管理計画に各水道事業者の検査体制が明記されておりますので、当然うちの明記もでございます。本企业団の共同水質検査体制について把握されているものと認識しております。

また、令和3年度におきまして、水質検査の現状等を伺うために川越市及び川島町に訪問しており、本企业団の共同水質検査体制の説明も行っております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、次に令和5年5月25日に開催された令和5年度第1回埼玉県水道広域化全体会議の内容について伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

この会議では、改めて令和5年3月に水道広域化推進プランを兼ねるものとして、埼玉県水道ビジョンが改定されたことと、その内容についての報告がありました。議事概要としては大きく3点で、1点目は埼玉県水道ビジョンについて、2点目は令和5年度

の取組について、3点目はその他でございます。

まず、1点目の埼玉県水道ビジョンについては、改定の概要として事業統合に限定することなく、各水道事業者の実情に応じた多様な広域化を推進し、着実に県内水道の基盤強化を図ることや、基本理念の改定についての確認がされました。改定ビジョンの内容としては、水源の有効利用、DXの推進や、先ほど答弁いたしました多様な広域化についての説明がありました。

2点目の令和5年度の取組については、ビジョンの改定により、今後はブロックの枠組みによらない単位での事業統合も推進していくこと、関係者間の情報連携を図るため、情報プラットフォームの導入を検討していくこと、令和5年度のスケジュールとしてブロック会議について極力早期に会議を開催し、多様な広域化について検討を行い、令和6年度の水道広域化全体会議で報告すること、以上の説明がありました。

3点目のその他には、ブロック会議の際は、埼玉県生活衛生課も可能な限り参加するとの説明がございました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ただいまの答弁の中にありました水源の有効利用、DXの推進とは、具体的にどういう説明だったのか、その2つが広域化とも関係するのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

水源の有効利用とは、今後水需要が減少していく中で、ダム開発等により確保した県水となる水源を有効利用する観点から、各水道事業者が保有している水源である地下水について、水質状況や危機管理等を考慮して地下水源の取捨選択を行い、地下水から県水への転換を進める必要があること。地下水源の取捨選択に当たっては、県全体の地下水源に係るデータを収集し、広域的な視点から整理、分析することが重要であること。県全体における地下水源の取捨選択は、県全体の資産管理に資する取組であり、水源に関する広域的な連携の取組であることが示されております。

同じくDXの推進とは、設備台帳や管路台帳等の電子化は、効率的な維持管理を実現するだけでなく、正確で迅速なデータの整理、分析を可能にし、各種計画の策定等にも役立つ重要な取組であること。スマートメータークラウドを用いた検針業務、ドローン、各種センサークラウドを用いた設備管理など、業務の効率化やコスト削減、維持管理の高度化や危機管理の強化が期待できるデジタル技術の導入について検討を行うこと。DXの推進に係る県の取組として、情報プラットフォームの導入による情報連携や一元化

を考えており、これは情報に関する広域的な連携の取組でもあることが示されました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 次に、民営化についてです。私自身は、広域化やむなしと考えておりますけれども、一方で単純な民営化については反対なのですが、民営化の部分についても確認だけさせてもらいます。

最初の答弁で、このことから当企業団では、現在のところ水道事業民営化については考えておりませんということでした。この「このこと」とは何なのか。デメリットがあるからというのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

水道事業のコンセッション方式による民営化について、様々なメリット、デメリットが考えられている中、事例も少なく、効果の検証も難しいことから、現在のところコンセッション方式による民営化は考えていないという意味で申し上げました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 私は、民営化イコール、コンセッション方式とは理解していません。

群馬東部水道企業団においては、官民連携に対して幾つものパターンが検討されました。その中で、経営と計画についての事業の部分を官に残して、他の部分は民間に移管するというやり方がコンセッション方式というふうに理解したのですが、果たしてコンセッション方式とは一体どのようなお考えか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えします。

コンセッション方式とは、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し、最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定するものでございます。地方公共団体である水道事業者は、水道事業の全体方針の決定、全体管理に関する業務を実施し、その上で具体的な業務範囲を契約によって定めることとなっております。

水道事業の民営化が主題として報道される場合、コンセッション方式を取り上げているケースが多く、当企業団においても民営化しませんとお客様に周知する際は、コンセッション方式については考えておりませんと補足しているところです。しかしながら、

議員ご指摘のとおり、当企業団でも行っている水道料金徴収業務委託や、そのほかの水道事業者で見られる包括業務委託やP F I 等も広い意味での民営化、または官民連携と言えるものでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、コンセッション方式では競争原理が働かないというのはなぜなのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

一般的に水道事業は、国民生活に必要な公益性の高い事業であり、その性質上、地域独占性が強くなるものでございます。水道法第8条第1項第4号でも認可基準として、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことと規定されております。また、コンセッション方式は、事業者の雇用を安定させる等のメリットを生かすため、契約期間を比較的長期に設定することから、その契約期間は他の事業者が参入できないこととなります。そのため競争原理が働きにくいと申し上げました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 最初の答弁で、民営化については財政負担なく水道事業を運営することが可能となり、民間事業者のノウハウや先端技術が活用されることによる効果的、効率的な施設運営が行われるといったメリットについても述べられました。このメリットを検討せずに、民営化の検討を行わないのかということについて伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 先ほども申し上げましたとおり、コンセッション方式のほかに業務委託、第三者委託、包括業務委託等、様々な方法がございます。当企業団におきましても、水道料金徴収業務委託等、業務委託をしているところです。今後も安定した事業運営を続けていくため、業務の状況を見極めながら、適宜必要に応じましてP F I等の民間活用を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 民営化に関しては、視察研修を行った群馬東部水道企業団の対応にヒントがあるように思います。官民連携事業を検討するのかどうかについて伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

先般の議員視察研修先である群馬東部水道企業団では、官民連携事業における官民出資会社の設立についてなどご教示をいただきました。それによる効果の一例といたしまして、その会社に職員を派遣することにより、民間に委託した業務の技術が企業団職員に継承されることで、技術の継承の課題解決に資するなど、参考にさせていただくとともに、そのような官民連携事業につきましても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 水道事業民営化については考えておりませんとの内容は、埼玉県へは回答済みなのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

平成21年4月から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行されたことにより、各地方公共団体においては公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組むよう総務省から要請され、これにより地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について公表することとされております。当企業団においては、広域化についてのみ検討していることをホームページで公表をしております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 民営化は考えておりませんということをホームページに載せる以外に、埼玉県に対して宣言を行っているのかということについて伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

埼玉県から毎年地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況に関する調査がありまして、これに対し文書で回答をしております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 文書で回答しているということです。

今後の本水道企業団の将来を考えた場合、今後も民営化、広域化を行わずに独自路線で運営していくのか、その場合の施設の老朽化や水道料金維持への対応をどうするのかについて考えを伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

コンセッション方式の民営化については、宮城県において水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の3つの事業を官民連携により一体的に運営する宮城県上地下水一体官民連携運営事業が令和4年4月から始まり、この事例が全国初とされております。そのため実例がほとんどない状況でございます。そのため当企業団において、民営化については全国的な動向に注視しつつ、広域化について検討を進めてまいりたいと思っております。

また、当企業団では、平成30年3月に策定しました水道事業基本計画と併せて、平成30年度から令和4年度までの中期経営計画が期限を迎えたことから、令和5年度から令和9年度の計画期間による新たな中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、将来にわたって安心、安全な水道水を安定して供給できるよう、引き続き実施する幹線管路更新事業、老朽管更新・耐震化事業、導送水管の更新耐震化、浄水施設及び配水施設等の水道施設更新など、建設改良計画及び点検整備工事を中心とした修繕計画を盛り込んでおります。

また、水道料金については、当該中期経営計画の中では、現行の料金体系を維持することといたしましたが、今後の水需要や物価動向及び経常収支の状況を注視しながら、次期中期経営計画の策定に向けて料金改定の検討に着手し、健全経営の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ただいま料金改定という話がありましたけれども、料金改定の検討着手よりも広域化の検討のほうが先ではないでしょうか。広域化により料金値上げを行わなくても済む可能性もあります。第3ブロックの他の1市3町は、広域化に対しどういった考えを持っているのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和5年3月に令和4年度埼玉県第3ブロック水道広域化実施検討部会が書面会議で開催され、議題として広域化に係る現時点での意向についてのアンケートが行われました。そのアンケート結果によりますと、第3ブロック内での水平統合、広域連携のいずれも希望しないと回答した事業者はありませんでしたが、多くの事業者で現時点では意向が決まっていないという状況となっております。

各事業者は、課題や懸案事項として、水道施設の老朽化による更新需要が増大するこ

と、人口減少や将来の需要を見据えた料金設定を検討すること、職員減少により維持管理や技術継承が困難であること、今後の更新需要を踏まえた適正な人員配置の必要性などを挙げており、そのことを踏まえつつ、広域化を検討していく必要があるとしています。また、県によるサポート体制の拡充を軸に県との協力体制を構築し、助言を求めるなど、連携の強化を図ることが必要であるとしています。

広域化によって水道料金の値上げを行わなくて済む可能性についてですけれども、地域により料金格差があることから、地域によっては値上がりとなる場合もあると考えられます。広域化については、第3ブロック検討部会や埼玉県と検討を行ってきており、今後も継続をしてまいります。また、水道料金につきましては、水需要や物価動向及び財政状況に基づき常に検討し、必要に応じて改定するものでございますので、広域化を推進していく上でも重要な事項であることから、同様に検討をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ただいまの答弁の中で、第3ブロック検討部会や埼玉県と検討を行っているという文言が出てきました。この第3ブロック検討部会での検討状況がどうなっているのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和元年度埼玉県第3ブロック水道広域化実施検討部会では、各事業体における水道事業経営の現状について及び第3ブロック内における水道施設の統廃合の検討についてを議題といたしまして、各事業体の経営比較や広域化における施設の統廃合についての見解を基に意見交換を行いました。

令和2年度以降は、感染症対策のため書面による開催となりましたが、令和2年度は各事業体における水道事業経営の現状について情報共有を行い、令和3年度と令和4年度は広域化に係る意向についてのアンケートにより、情報交換を行いました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 ただいま意見交換を行ったということでした。その意見交換の結果について伺いたいと思います。

川越市、毛呂山町、越生町、川島町の1市3町は、それぞれこの第3ブロックという枠組みでの広域化に賛成なのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

意見交換といたしましては、各事業体における特性や課題について意見交換として行いまして、各事業体の取組や目標などについて情報共有が図られたものでございます。第3ブロックでの広域化に賛成か否かにつきましては、令和5年3月に行われました広域化に係る現時点での意向についてのアンケート結果によりますと、現時点での意向は未定が3事業体、第3ブロック内での水平統合は希望しないが、広域化については引き続き検討したいが1事業体、その他が1事業体でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 では、埼玉県との検討状況はどうなっているのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

令和元年度の埼玉県第3ブロック水道広域化実施検討部会におきまして、埼玉県がオブザーバーとして出席され、水道施設の統廃合に関する方策について助言や提言がございました。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 その第3ブロックでの検討部会で、県からの水道施設統廃合に関する助言や提言はどういった内容だったのか、伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

第3ブロックの各事業体における水道施設の配置や概要について確認した上で、広域化を目的とする上で行う施設の統廃合の手段や、それに係る補助金の活用例などの助言や提案がございました。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 続いて、川越市、川島町とは組まずに、共同水質検査体制を取っている日高市、越生町、毛呂山町、鳩山町と組むのはどうか、考えを伺います。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 改定後の埼玉県水道ビジョンでは、従来のブロックの枠組みによらない広域化など、様々な取組を検討していくとされたことから、他の水道事業者の意向も踏まえつつ、共同水質検査体制を構成する事業体による広域化についても一案として

検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 平瀬議員。

○1番 平瀬敬久議員 広域化の実現には、首長である企業長のリーダーシップが必要と感じます。視察研修に行った群馬東部水道企業団の説明でも、広域化には行政の強いリーダーシップがあったと感じました。広域化なしには、今後の水道施設の老朽化対策や水道料金の値上げ防止も解決が難しいように思われます。広域化や民営化への企業長の考えを伺います。

○山中基充議長 齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、平瀬議員の質問にお答えします。

大変いろいろ検討していただきまして、貴重な質問だとは思っております。これも国の方針、県の方針の中で多くの自治体がこの方向に向かっていかななくてはいけないのだろうというふうに考えてはおります。そうした中で、現実的には進んでいないというところがあります。それはなぜかということも十分に検討していかなくてはならない。この坂戸、鶴ヶ島水道企業団に当てはめると、17万市民にどういう形がプラスになるのか、マイナスになるのか、市民のためにしっかりと対応をしていかなくてはいけない。長い水道事業、50年ですけれども、歴史的には大変短い。その中で今まで何も起きていない、そういう状況ですけれども、これから何が起きるか分からない。前回もお話ししましたけれども、東日本大震災があってから12年たちます。30年後に立川活断層、また深谷活断層による地震があるということを私は強く感じております。そうした場合において、100年に1度の災害より、しっかりとこの17万市民に安心して命の水を届ける、これが重要な形だと。そういう中で、多くのものについて判断をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○山中基充議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○山中基充議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、

提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめ、ご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集いただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございます。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

また、暑い日が続いております。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層の活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時57分)

○山中基充議長 これをもちまして、令和5年第3回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変にご苦労さまでした。